

## 令和4年度平川市障がい者雇用奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1 市は、障がい者の雇用促進及び生活の安定を図るため、障がい者を雇用する事業主に対し、令和4年度の予算の範囲内において平川市障がい者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条の規定による特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースに限る。）（以下「国の助成金」という。）の対象となる労働者で、奨励金の交付対象期間の始期において市内に住所を有するものをいう。

(2) 重度障がい者 障がい者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 国の助成金において重度身体障害者に区分されるもの

イ 国の助成金において重度知的障害者に区分されるもの

ウ 国の助成金において身体障害者に区分されるものであって、奨励金の交付対象期間の始期において年齢が45歳以上のもの（アに掲げる者を除く。）

エ 国の助成金において知的障害者に区分されるものであって、奨励金の交付対象期間の始期において年齢が45歳以上のもの（イに掲げる者を除く。）

オ 国の助成金において精神障害者に区分されるもの

### (奨励金の交付対象者)

第3 奨励金の交付の対象となる者は、障がい者を雇用する市内事業所の事業主（以下「事業主」という。）であって、国の助成金の支給を受け、国の助成金支給対象期間満了日後も当該障がい者を引き続き雇用しているものとする。

2 令和3年度平川市障がい者雇用奨励金交付要綱により、第1期分の奨励金支給を受け引き続き雇用している場合で、本年度において第2期分を申請するもの。

### (奨励金の額)

第4 1箇月当たりの奨励金の額は、次の各号に掲げる障がい者の区分に応じ、当該各号に定める額又は奨励金の交付の対象となる障がい者（以下「交付対象障がい者」という。）に各月ごとに事業主が支払った賃金の月額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 重度障がい者 1人当たり 33,000円

(2) 前号に掲げる以外の障がい者 1人当たり 25,000円

(交付対象期間)

- 第5 奨励金の交付対象期間は、国の助成金の支給満了日の属する月の翌月から起算して12箇月とし、最初の6箇月を第1期、次の6箇月を第2期とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1期および第2期中途において、当該交付対象障がい者が市外へ転出若しくは退職、又は事業主が当該交付対象障がい者を解雇した場合は、転出、退職又は解雇した日の属する月の前月までを交付対象期間とする。

(申請書等)

- 第6 規則第3条第1項に規定する交付申請書は、様式第1号によるものとする。
- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 事業計画明細書(様式第8号)
  - (4) 特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の写し(第1期の申請時のみ)
  - (5) 交付対象障がい者に係る労働条件通知書の写し
  - (6) 交付申請日時点の交付対象障がい者が勤務する事業所に係る労働者名簿の写し
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の交付申請書の提出は、各期の末日の翌日から令和5年3月31日までの間に行うものとする。

(交付決定)

- 第7 市長は、前条の規定に基づく申請内容を審査し適当と認めた場合は、規則第6条第1項の規定により、奨励金等の交付申請をした事業主に通知する。
- 2 奨励金の交付の決定がなされた場合においては、規則第5条の規定による条件を付するものとする。

(実績報告)

- 第8 交付決定を受けた事業主は、事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和5年4月30日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書(様式第6号)
  - (2) 収支精算書(様式第7号)
  - (3) 事業実績明細書(様式第9号)
  - (4) 交付対象障がい者に係る賃金台帳の写し
  - (5) 実績報告日時点の交付対象障がい者が勤務する事業所に係る労働者名簿の写し
  - (6) 退職または解雇した場合は、交付対象障がい者に係る給与支払報告書の写し
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(奨励金の額の確定通知)

第9 規則第13条第1項の規定により、実績報告の内容を審査し適合すると認めた場合は、奨励金の額を確定し事業主に通知する。

(奨励金の請求等)

第10 奨励金の請求は、交付確定後、奨励金請求書(様式第4号)の提出により行うものとする。

(書類の保管)

第11 交付対象事業主は、この奨励金に係る関係書類を、交付確定日から5年間は保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。